

## 地域包括支援センター 「河東」と「南郷・東郷」に新設します 平成31年1月4日(金) 相談受付開始

地域包括支援センターは、地域の高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護に関する悩み・心配ごと、健康・福祉、医療に関するさまざまな相談に対する支援を行っています。

平成31年1月1日(火・祝)に新たに2カ所設置します。対象地区のみなさんは、これまでより身近な場所に相談に行くことができます。

### 河東地域包括支援センター

● 住所=

稻元5-2-2  
☎(33)2755

お気軽に  
ご相談ください  
お待ちしています



### 南郷・東郷 地域包括支援センター

● 住所=田熊1-4-11

\*電話番号は未決定  
のため、改めて  
お知らせします

住み慣れた  
まちでの暮らしを  
サポートしていきます  
お気軽に  
ご相談ください



### 地域包括支援センターをぜひ利用してください

● 困っていることはありませんか?

- ▶ 高齢の家族の介護のことで困っている(物忘れ・怒りっぽいなど)
  - ▶ どんなサービスが介護保険で受けられるのか知りたい
  - ▶ 地域の高齢者と交流できるサークルなどを知りたいなど
- 気軽に相談してください。

● 利用時間=8:30~17:00(祝日・年末年始を除く、月~金曜日)

地区	センター名	住所/連絡先
吉武・赤間・赤間西	吉武・赤間・赤間西 地域包括支援センター	石丸1-6-7(赤間病院内) ☎(32)2235
自由ヶ丘	自由ヶ丘 地域包括支援センター	宗像市自由ヶ丘11-13-4 ☎(72)6707
玄海・池野・岬・大島	玄海・池野・岬・大島 地域包括支援センター	神湊118-2(特別養護老人ホームケアポート玄海内) ☎(36)9001
日の里	宗像市 地域包括支援センター	東郷1-1-1(市役所内) ☎(36)1285

\*日の里地域包括支援センターは、平成31年3月20日(水)設置予定で準備を進めています

問 高齢者支援課地域包括支援センター ☎(36)1285

(広告)

**屋根・外壁塗装はお任せください!**

塗装工事は、受注した会社が下請け業者に発注するケースと、自社の職人で工事をするケースがあります。 「○○塗装」にお願いしたのに、違う会社の職人がやってきて、ちゃんとお願いした工事をしてくれるのが不安にならなくて話もあります。 安心の塗装工事をするために大切なのは「自社職人」。 実際の工事をおこなう職人さんが社員にいるのかが重要です。

**ドクトル外壁さん**  
Produced by PROTIMES

**お家の屋根・外壁  
塗り替え勉強会開催!!**

分かりやすく住まいの塗り替えについてご説明いたします。  
お家に役立つ情報が満載! ぜひご参加ください!!

**日時** 12月15日(土)・16日(日)  
各日 10:00~12:00 (受付15分前~)

**会場** 宗像ユリックス 会議室4 宗像市久原400

**参加費** 無料 ※要予約。お電話にて参加人数をお伝えください。  
ホームページからのご予約も可能です!

PROTIMES  
宗像  
きらり商品券  
取扱店

プロタイムズ福岡北店

株式会社フクモト工業

宗像市自由ヶ丘11-22-3 自由ヶ丘ヒルズ・楓

0120-041-075 ご情報満載  
FAX. 0940-39-3806 電話受付時間 9:00~19:00  
プロタイムズ福岡北店 検索

12月1日(土)~同20日(木)は  
市人権問題啓発強調期間

## 愛 広がる 人権のまちに



国では、2016年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権尊重関係三法を施行しました。市でも全ての市民が自他の人権を尊重し合い、元気で住みやすい共生のまちづくりを目指しています。人権が確立した豊かな社会を構成するのは「私」です。人権について正しく学び、コミュニケーションを取り、私もみんなも幸せに暮らせる社会をつくっていきましょう。

人権問題啓発強調期間中は、市内の人権関係機関を中心に啓発活動を実施します。

### 関連イベント 市民が創る人権確立の世界 — 作品展 —

期 12月6日(木) ~同9日(日)9:00~22:00

所 宗像ユリックス・イベントホール前ロビー

● 内容

- ▶ 市立小中義務教育学校の児童生徒による標語・ポスターの展示
- ▶ 人権の花「ひまわり」運動(東郷小学校)パネル展示
- ▶ 障がい者が制作した絵画、絵手紙、写真などの展示
- ＊ 市・市教育委員会主催

入場  
無料



### 世界人権宣言70周年

今年70周年を迎える世界人権宣言を採択した12月10日は、国際人権デーとして世界中で記念されています。人権宣言の30条は、全ての国の全ての人が享受すべき基本的な市民的、文化的、経済的、政治的、社会的権利を詳細に規定しています。

問 ▶ 人権対策課 ☎(36)1270 FAX(36)0320  
▶ 福祉課 ☎(36)3135 FAX(36)5856

## 12月3日~同9日は「障害者週間」



「障害者週間」は、国民が障がい者福祉に関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化などの活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。障がいの有無にかかわらず、障がいのある人について知り、身近なこととして考えてみましょう。

### 【障害者差別解消法】

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め、共に生きる社会をつくることを目指し、施行されました。法律には、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」が規定されています。

問 福祉課障害者福祉係 ☎(36)3135